

感染対策向上加算（入院） 概要比較

厚生労働省保険局医療課 令和4年度診療報酬改定告示・施設基準通知等資料をもとに作成

	感染対策向上加算 1 :710点 DPC機能評価係数0.0247	感染対策向上加算 2 :175点 DPC機能評価係数0.0061	感染対策向上加算 3 :75点 DPC機能評価係数0.0026
算定要件	院内に感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行うことで院内感染防止を行う保険医療機関に入院している患者について入院初日に算定する		入院初日と入院90日ごとに算定
	外来感染対策向上加算の届出がないこと	一般病床数が300床以下を標準（外来感染対策向上加算の届出がないこと）	
感染制御チームの設置	以下の構成員からなる感染制御チームを設置 ・専任の常勤医師（感染症対策の経験が3年以上） ・専任の看護師（感染管理の経験5年以上かつ研修修了） ・専任の薬剤師（病院勤務経験3年以上） ・専任の臨床検査技師（病院勤務経験3年以上） ※医師又は看護師のうち1名は専従であること。 ※必要時に、専従の医師又は看護師を加算2、3又は外来感染対策向上加算の医療機関に派遣する場合は、専従時間に含めてよいものとする。	以下の構成員からなる感染制御チームを設置 ・専任の常勤医師（感染症対策経験が3年以上） ・専任の看護師（感染管理経験5年以上） ・専任の薬剤師（病院勤務経験3年以上又は院内感染対策講習会を修了） ・専任の臨床検査技師（病院勤務経験3年以上又は院内感染対策講習会を修了）	以下の構成員からなる感染制御チームを設置 ・専任の常勤医師（院内感染対策講習会の修了が望ましい） ・専任の看護師（院内感染対策講習会の修了が望ましい）
医療機関・行政との連携	保健所、地域の医師会と連携し、加算2及び3の医療機関と合同で、年4回以上カンファレンスを実施（うち1回は新興感染症等の発生を想定した訓練を実施する） ・加算2、3及び外来感染対策向上加算の医療機関に対し、必要時に院内感染対策に関する助言を行う体制を有する ・新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて 感染症患者を受け入れる体制 を有し、そのことを公開している	・年4回以上、加算1の医療機関が主催するカンファレンスに参加（訓練への参加は必須とする） ・新興感染症の発生時等の有事の際の対応について、連携医療機関等とあらかじめ協議し、地域連携に係る十分な体制が整備されていること ・新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて 感染症患者又は疑い患者を受け入れる体制 を有し、そのことを公開している	・新興感染症の発生時等に都道府県等の要請を受けて 感染症患者、疑い患者又は回復後患者を受け入れる体制若しくは発熱患者の診療等を実施する体制 を有し、そのことを公開している
サーベイランス参加	院内感染対策サーベイランス（JANIS）、感染対策連携共通プラットフォーム（J-SIPHE）等、地域や全国のサーベイランスに参加	地域や全国のサーベイランスに参加している場合、サーベイランス強化加算として5点を算定	
その他	・抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有する ・令和4年度診療報酬改定前の感染防止対策地域連携加算及び抗菌薬適正使用支援加算の要件を要件とする ・新興感染症の発生時等に、感染症患者を受け入ることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有する	・新興感染症の発生時等に、感染症患者又は疑い患者を受け入ることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有する	・抗菌薬の適正使用について、加算1の医療機関又は加算1の医療機関と連携した地域医師会に助言を受けること ・細菌学的検査を外部委託する場合は、「中小病院における薬剤耐性菌アウトブレイク対応ガイドランス」に準拠する ・発熱患者の診療を実施することを念頭に、発熱患者の動線を分けることができる体制を有する